

企画提案説明書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 参加意思確認書に関する事項
- 4 企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 5 企画提案書の提出者に要求される資格
- 6 企画提案書の提出者を選定するための基準
- 7 非選定理由に関する事項
- 8 企画提案書に関する事項
- 9 企画提案書の特定
- 10 非特定理由に関する事項
- 11 関連情報を入手するための窓口
- 12 その他の留意事項

1 業務の概要

(1) 業 務 名 令和7年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業

(2) 業務目的

本県のカワウ対策は、「岡山県カワウ被害対策指針-第2期-」に従い、内水面漁協や市町村などと連携して対策を実施することとしており、県の役割として、カワウ対策の提案や指導を行うとともに、海域におけるカワウの被害状況の実態把握に努めることとしている。ついては、それらの知識を有した業者に業務を委託する。

(3) 業務内容

1) 内水面漁協等が実施するねぐら・コロニーに対する対策の指導・支援

令和6年度以前に岡山県カワウ被害防止総合対策事業等によりカワウ被害防止対策の指導・支援を行った漁業協同組合に対して、現状の問題点や課題等を踏まえて、対策実施の支援を行う。

対象地域としては、吉井川漁業協同組合及び吉野川漁業協同組合管内の切池のねぐら・コロニー（勝央町福吉）、

旭川中央漁業協同組合管内の落合のねぐら・コロニー（真庭市西原）及び周辺の漁場を想定している。

具体的な業務内容については、以下のとおりとする。

- ① 各内水面漁協管内における対策場所（ねぐら・コロニー）の選定及びモニタリングの実施
- ② 対策場所ごとの対策手法の提案及び現地での対策の指導・実施
- ③ 対策の成果についての報告書の作成及び各内水面漁協等を対象とした報告会の実施

※対象漁協については、県が受託者と協議の上、決定すること。

※対策手法としては、漁場に影響を与えるねぐら・コロニーへの対策においては、テープ張り・営巣樹の枝打ち、漁場での対策としては、テグス張り、花火などでの追い払いやそれらの組み合わせ等を想定している。

※① 対策場所の選定においては、各内水面漁協と協議をしたうえで決定すること。

※カワウの分布状況等により対策の実施場所等が変わる可能性がある。この場合は県

と受託者が協議の上、進め方を決定すること。

2) 履行期限

契約締結日から令和8年3月19日まで

3) 委託限度額 3,124,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案を求める具体的内容
別紙1のとおり。

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

別紙2のとおり。

(2) 記載上の留意事項

令和7年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業の業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「公示」という。）7に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載するものとする。

(3) 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県農林水産部水産課 担当：西林

TEL（086）226-7446 FAX（086）223-3511

電子メールアドレス suisan@pref.okayama.lg.jp

(4) 提出期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く、午前9時から午後5時まで）

(5) 提出場所 (3)に同じ。

(6) 提出方法 原則として電子メール又はファクシミリとする。
ただし、到達したことを電話で(3)の担当者に確認すること。

4 企画提案説明書に対する質問に関する事項

(1) 受付期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 受付場所 3(3)に同じ。

(3) 受付方法 原則として電子メール又はファクシミリとする。

ただし、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。

(4) 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内かつ参加意思確認書の提出期限の日の前々日の午後5時までに電子メール等で回答する。

5 企画提案書の提出者に要求される資格

公示7の要件を満たす団体であること。

6 企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公示7の要件を満たしていること。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定しなかった

者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

（２）（１）の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して７日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

（３）（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により行う。

（４）非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は、次のとおりとする。

ア 受付場所 ３（３）に同じ。

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで。

ウ 受付方法 原則として電子メール又はファクシミリによる。

エ 回答方法 原則として電子メール又はファクシミリによる。

８ 企画提案書に関する事項

（１）企画提案書の種類及び提出部数

ア 企画提案書 ２部

イ 見積書 １部

（２）企画提案書の形式及び内容

別紙３のとおり。

（３）問い合わせ先

３（３）に同じ。

（４）提出期間 令和７年７月４日から令和７年７月１８日

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く、午前９時から午後５時まで）

（５）提出場所 ３（３）に同じ。

（６）提出方法 郵送または持参（郵送の場合は、期限内に必着のこと）。

９ 企画提案書の特定

（１）企画提案書を特定するための評価基準

審査委員会において、次の評価を行い、最高点の企画提案書を令和７年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業の委託先候補として特定する。

（評価基準）

評 価 項 目		評価点
１	内水面漁協が実施するカワウ対策への指導及び実施支援	７０
２	経費の見積	３０

（２）企画提案書の審査

企画提案書については、別途設置する審査委員会において審査する。

（３）企画提案書の特定

企画提案書は、（２）の審査結果を踏まえ、特定する。

（４）結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

（５）特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者（以下「特定者」という。）は、令和７年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業を行う事業予定者となるものとする。

（６）企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

10 非特定理由に関する事項

（１）提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

（２）（１）の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

（３）（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により行う。

（４）非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は、次のとおりとする。

ア 受付場所 ３（３）に同じ

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで

ウ 受付方法 原則として電子メール又はファクシミリによる。

エ 回答方法 原則として電子メール又はファクシミリによる。

11 関連情報を入手するための窓口

３（３）に同じ

12 その他の留意事項

（１）提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

（２）参加意思確認書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

（３）提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。

（４）提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

（５）提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。

（６）参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。